

平成31年2月8日

ご利用者 各位

高島市新旭森林スポーツ公園指定管理者
一般社団法人いまづジョイナスクラブ
代表 早川 廣次

施設利用予約申請にかかる申請日取り扱いの一部変更について（お知らせ）

暖冬のおかげで比較的過ごしやすい日々が続いております。平素は、当施設をご利用賜りまして誠にありがとうございます。

さて標題のことにつきまして、今日まで市内一部の公園施設の管理運営規則におきまして「3か月前予約」条項があることから、当施設におきましてもこれを準用させていただく形をとって参りました。しかし、このほどその規則が改正されて「6か月前予約」が可能となったことを受けて、当施設におきましても本年4月1日よりこれを準用することとしましたのでお知らせ致します。運用の概要は以下のようになります。

| |
|--|
| <p>(例) 本年3月1日受付・・・6月末日まで予約可能（3か月運用） （～運用周知期間～） 本年4月1日受付・・・10月末日まで予約可能（6か月運用） （以降同様に、6か月運用となります。）</p> |
|--|

従いまして、貴活動団体におかれましても本年4月以降の予約可能期間の把握にご留意賜りますようお願いいたします。

また、これとは別に、日程調整優先順位などについてはこれまでと同様の扱いとしていきますので合わせてご留意賜りますようお願いいたします。

- (例) ①高島市、高島市体育協会、地域自治会主催の大会およびイベント
②全国大会またはこれに準ずる大会およびイベント
③近畿大会またはこれに準ずる大会およびイベント
④県大会またはこれに準ずる大会およびイベント
⑤市内・市外団体との交流により地域の活性化に資すると認められる大会およびイベント